

日本赤十字広島看護大学ガバナンス・コードに係る点検結果報告書

点検基準日：令和7（2025）年1月1日

評価結果：○すべて適合、△一部適合なし、×すべて適合なし

ガバナンス・コードの該当項目	更新 有無	法人 点検 結果	大学 点検 結果
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			
（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等	無	○	○
（2）中期計画の策定と実現に向けた取組について		○	○
（3）私立大学の社会的責任等		○	○
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			
2-1 理事会	無		
（1）理事会の役割		○	—
2-2 理事	無		
（1）理事の責務		○	—
（2）学内理事の役割		○	—
（3）外部理事の役割		○	—
2-3 監事	無		
（1）監事の責務		○	—
（2）監事の選任		○	—
（3）監事監査基準		○	—
（4）監査業務を支援するための体制整備		○	—
2-4 評議員会	無		
（1）諮問機関としての役割		○	—
（2）評議員から意見を引き出す議事運営法の改善		○	—
（3）学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴すること		○	—
（4）監事選任の審議、当該監事の資質や専門性についての検討		○	—
2-5 評議員	無		
（1）評議員の選任		○	—
（2）評議員へのサポート		○	—

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）			
3－1 学長	無		
（1）学長の責務（役割・職務範囲）		—	○
（2）学長補佐体制（経営会議・学部長・研究科長の役割）		—	○
3－2 教授会			
（1）教授会の役割（学長と教授会の関係）		—	○
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）			
4－1 学生に対して			
①学部等の3つの方針（ポリシー）の明確化	無	—	○
②自己点検・評価の実施、公表と結果の活用		—	○
③ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因への対処		—	○
4－2 教職員に対して	無		
（1）教職協働		—	○
（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：ID			
①ボード・ディベロップメント：BD		○	—
②ファカルティ・ディベロップメント：FD		—	○
③スタッフ・ディベロップメント：SD	—	○	
4－3 社会に対して	無		
（1）認証評価及び自己点検・評価		—	○
（2）社会貢献・地域連携		—	○
ガバナンス・コードの該当項目	更新 有無	法人点 検結果	大学点 検結果
4－4 危機管理及び法令遵守	無		
（1）危機管理のための体制整備		—	○
（2）法令遵守のための体制整備		—	○
第5章 透明性の確保（情報公開）			
5－1 情報公開	無		
（1）法令上の情報公開		○	○
（2）自主的な情報公開		○	○
（3）情報公開の工夫等		○	○